

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月 2日
【会社名】	富士フィルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 助野 健児
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部 副部長 稲永 滋信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部 副部長 稲永 滋信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年4月27日付で提出した新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、第10ノ1回新株予約権につきまして「発行数」「発行価格」「発行価額の総額」「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が、並びに第10ノ2回新株予約権につきまして「発行数」「発行価額の総額」「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」及び「当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」がそれぞれ平成29年6月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

・富士フィルムホールディングス株式会社 第10ノ1回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

1,704個

(訂正後)

1,633個

(3) 発行価格

(訂正前)

次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の から の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に下記(5)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S) : 平成29年6月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

行使価格(X) : 1円

予想残存期間(T) : 2年

ボラティリティ(σ) : 2年間(平成27年6月1日から平成29年6月1日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

無リスクの利子率(r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(q) : 1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金(平成28年3月及び平成28年9月配当金)) ÷ 上記 に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

(訂正後)

新株予約権1個当たり 395,500円(1株当たり3,955円)

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

646,014,800円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）170,400株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

(訂正後)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）163,300株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

(11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役、執行役員	<u>15名</u>
当社の重要な使用人	4名
当社子会社取締役、執行役員、フェロー	12名
当社子会社の重要な使用人	28名

なお、上記人数の表記にあたり、当社及び当社子会社の取締役・執行役員を兼務している11名については、当社の人数にのみ含めており、当社子会社の人数には含めていない。

(訂正後)

当社取締役、執行役員	<u>12名</u>
当社の重要な使用人	4名
当社子会社取締役、執行役員、フェロー	12名
当社子会社の重要な使用人	28名

なお、上記人数の表記にあたり、当社及び当社子会社の取締役・執行役員を兼務している11名については、当社の人数にのみ含めており、当社子会社の人数には含めていない。

・富士フィルムホールディングス株式会社 第10ノ2回新株予約権

(2) 発行数

(訂正前)

245個

(訂正後)

235個

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

97,431,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）24,500株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

(訂正後)

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式（完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。また、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。）23,500株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

（後略）

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

（後略）

(訂正後)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、4,146円とする。

（後略）

(11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社取締役、執行役員	16名
当社の重要な使用人	4名
当社子会社取締役、執行役員、フェロー	13名
当社子会社の重要な使用人	28名

なお、上記人数の表記にあたり、当社及び当社子会社の取締役・執行役員を兼務している12名については、当社の人数にのみ含めており、当社子会社の人数には含めていない。

(訂正後)

当社取締役、執行役員	13名
当社の重要な使用人	4名
当社子会社取締役、執行役員、フェロー	13名
当社子会社の重要な使用人	28名

なお、上記人数の表記にあたり、当社及び当社子会社の取締役・執行役員を兼務している12名については、当社の人数にのみ含めており、当社子会社の人数には含めていない。

以上